

令和3年加美町議会第4回臨時会会議録第1号

令和3年4月23日（金曜日）

出席議員（17名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	米木正二君	16番	伊藤淳君
17番	早坂忠幸君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス 感染症対策室長	庄司一彦君
企画財政課長	武田守義君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	浅野仁君
税務課長補佐	我孫子裕二君
産業振興課長	尾形一浩君
建設課長	長田裕之君

保健福祉課長	大場利之君
保健福祉課専門監	伊藤知恵子君
上下水道課長	齋藤純君
総務課参事兼課長補佐	遠藤伸一君
教 育 長	早坂家一君
教育総務課長	上野一典君
生涯学習課長 兼スポーツ推進室長	浅野善彦君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局 長	内海 茂 君
次長兼議事調査係長	青木成義君
主幹兼総務係長	渡邊和美君
主 事	鈴木智史君

議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 第 4 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）
- 第 5 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について（加美町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 6 議案第 39 号 土地の売払いについて
- 第 7 議案第 40 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第 8 議案第 41 号 令和 3 年度加美町一般会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

午前10時10分 開会・開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年加美町議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで町長より発言の申出がありますのでこれを許可いたします。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 皆さん、おはようございます。

本日の臨時会、よろしく願いいたします。

ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、職員が新型コロナウイルスに感染したことについて4月16日開催の臨時会冒頭でご報告させていただきましたが、その後の経過等につきまして改めてご報告させていただきます。

初めに、4月15日木曜日に感染が確認された町民課職員に係るその後の経過であります。当該職員の接触者について保健所の調査により検査を受けることとなった職員については、PCR検査の結果17日土曜日に全員の陰性が確認されました。

同日、17日、新たに職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明いたしました。当該職員は会計課に勤務しており、当該職員及び会計課職員並びに接触のあった関係職員を自宅待機としたところです。

職員の感染が確認されたことを受け、翌18日、日曜日に1階のフロア全部と翌19日には2階、3階のフロア全ての消毒作業を専門業者に依頼し実施いたしました。

また、保健所の指導により、さらなる感染拡大防止対策として当該職員と接触があった職員並びに役場本庁舎1階に勤務している全ての職員に対しPCR検査を実施いたしました。これに伴い、役場本庁舎町民課の窓口業務を19日から一時閉鎖し、その間の業務については小野田、宮崎両支所で対応させていただきました。また、会計課の業務については経験職員を配置し対応いたしました。

その後、PCR検査の結果、20日の午前中に全員の陰性が確認されましたので、20日の午後から町民課の窓口業務を再開したところです。なお、陰性であっても濃厚接触者については2週間自宅待機をさせております。

職員の感染が相次ぎ、町民の皆様には多大なるご不便とご心配をおかけしましたことを改め

まして深くおわび申し上げます。

職員の感染予防については、再三注意喚起を行っているところですが、これまで以上に常時マスクの着用、手指消毒、机、テーブル、カウンター、トイレのドアノブなどの除菌清掃等を行うとともに、さらなる対策として出勤時、昼休み、退庁時の1日3回体温計測を行い、健康状態を所属長に報告し健康管理に努めることにいたしました。また、1日4回定期的に室内の換気を実施することを義務づけたところであります。

町民の皆様のお安全安心を守るため、また職員の健康管理のため、さらに気を引き締めて感染予防に万全を期してまいりますので、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、これからゴールデンウィークを迎えますが、町民の皆様におかれましてはご自身を守りそしてご家族を守るためマスクの着用、手指消毒など感染予防を徹底していただくとともに旅行等を控えるなど、より一層の慎重な行動をお願いいたします。

以上、報告といたします。

○議長（早坂忠幸君） 次に、教育長より発言の申出がありますのでこれを許可いたします。教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） おはようございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、4月16日以降のこども園、学校における新型コロナウイルス感染に関して報告いたします。

初めに、昨日賀美石小学校の児童1名の感染が判明いたしました。感染防止対策としてその日は午前授業とし、児童は帰宅させております。本日23日は臨時休校とし、校内の消毒を専門業者に依頼し消毒作業を行っております。また、保健所の指導により、さらなる感染拡大防止対策として当該児童と接触のあった職員、児童合わせて14名がPCR検査を受けることになっております。

次に、同じく昨日、認定こども園みやざき園の職員1名の感染が判明しました。感染防止対策としてその日は午前中で切り上げ、園児を降園させ、本日23日につきましては臨時の休園措置を取り、園内全域の消毒を専門業者に依頼し本日午後から作業を行うことになっております。また、当該職員と接触のあった職員、園児のPCR検査については保健所の指示を現在待っている状態であります。

これまで、園、学校におきましては、感染防止対策を万全な体制で行ってまいりましたが、相次ぐ感染者の判明により保護者並びに関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしておりますこ

とに深くおわび申し上げます。

なお、教育委員会としましては、感染防止対策をさらに強化し1日も早く安心安全な教育環境を整えていく所存であります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番柳川文俊君、4番味上庄一郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 報告第2号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（早坂忠幸君） 日程第3、報告第2号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）報告を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 報告第2号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）ご説明申し上げます。

本案件は、令和2年12月22日午後3時頃、加美町四日市場字舟橋245番地3の町道四日市場線において、加美町会計年度任用職員が除雪作業車両を運転し除雪作業中、車両をバックさせた際に確認不足により停止していた後続車の相手方車両に衝突し損傷を与えたことに対し、過失割合が町100%により賠償額が決定したものであります。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償については30万円を超えない範囲においてその額を定

めること及びこれに伴う和解に関することに当たりますことから、今回専決処分をしたものがあります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これで、報告第2号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）

○議長（早坂忠幸君） 日程第4、承認第2号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 承認第2号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

本案件は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日にそれぞれ交付され同年4月1日から施行されることに伴い、加美町税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容として、1つ目として、所得税における見直しとして税務関係書類の電子化推進の観点から電子提出の要件である税務署長の承認を不要とするもの、また新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の適用期限を令和17年度分の個人町民税まで延長するもの。

2つ目に、令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い土地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の負担調整措置について、現行の仕組みを3年延長した上で新型コロナウイルス感染症に係る社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準に据え置く措置を講ずるもの。

3つ目に、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し令和3年12月31日までに取得したものを対象とするもの。また、種別割のグリーン化特例のうち50%軽減及び25%軽減の対象を営業乗用車に限定した上、特例の期限を2年延長するものです。

そのほか、法令等の改正に伴う引用条例等の条項等の整備を行うものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 法案について、ちょっと説明をお願いしたいところがあります。

まず、議案説明書の中の3ページなんですが、第24条のところに扶養親族ということで括弧書き、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るというこの説明と、もう1点、第34条の7寄附金税額控除の中の独立行政法人に対する寄附金括弧書きの、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除きとあるんですが、この解説をお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 税務課長補佐。

○税務課長補佐（我孫子裕二君） 税務課長補佐兼徴収対策係長でございます。

今、木村議員からご質問ありました件につきましてちょっと調べてから後ほどご報告させていただきますので、申し訳ございませんけれどもちょっとお時間いただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第2号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、承認第2号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について（加美町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（早坂忠幸君） 日程第5、承認第3号専決処分した事件の承認について（加美町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 承認第3号加美町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和3年3月31日に交付され同年4月1日に施行されることに伴い、加美町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の内容は、課税免除の規定の適用期間を令和3年3月31日から令和5年3月31日の2年間延長するものであります。議案資料として新旧対照表を添付しておりますので参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ちょっとお伺いします。

まず、地域経済牽引事業促進区域ということで加美町にこの区域があるのかどうか1点と、あと宮城県の地域未来投資促進法に基づくこの計画の中に市町村及び都道府県が基本計画を立てて事業者が地域経済牽引事業計画を立てるような法律があるんですが、これとの関係について説明をいただければ。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長が申し上げます。

こちらの計画につきましては、企業立地促進法の一部改正によりまして現在、地域未来投資促進法という形に名前を変えてございます。それで、こちらの計画につきましては宮城県全域が計画区域になっておりまして、国の承認につきましては宮城県が一括をして提出をし国から

承認をいただいております。つきまして、加美町も全域この促進区域という形に指定を受けておりますので、こちらの区域の中でまず投資をする内容の計画について、先進的な計画について宮城県から計画の認定をいただきまして、その計画の内容に沿った形で投資をしていただければその投資の内容によって2割から5割の固定資産税の軽減を受けられるという制度になってございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第3号専決処分した事件の承認について（加美町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、承認第3号専決処分した事件の承認について（加美町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第39号 土地の売払いについて

○議長（早坂忠幸君） 日程第6、議案第39号土地の売払いについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第39号土地の売払いについてご説明申し上げます。

本案件は、現在やくらいゴルフ場については土地と建物、ホテルが町の所有であり、クラブハウスは株式会社チームトレインの所有となっております。土地と建物、ホテルについては、株式会社チームトレインと貸付契約を締結しゴルフ場及び宿泊施設として利用されている状況です。貸付けに伴う管理費用の一切については、株式会社チームトレインが負担することを条件として貸付けを行っており、事実的に施設の管理運営を一任している状況にあります。近年、特に昨年度においてはコロナ禍の影響により来場者が大きく減少しており、またコース不良による芝整備等の負担増もあり大変厳しい経営状況にあるとのことです。

こうした状況の中、コースを整備し今後とも継続してゴルフ場を運営していくため、株式会社チームトレインより平成25年9月18日に株式会社やくらいゴルフ倶楽部と締結した土地売買契約に基づいた土地買戻しの申出と当時寄附を受けました町有財産、ホテルの譲渡の申請がありました。町としましては、当該株式会社に今後も継続してゴルフ場を運営してもらうことが菓葉地区の自然環境の保全とリゾート事業の継続につながるものであることから、土地の売払いをするものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 先日の全員協議会でお話し合いがあったばかりですし、4月21日に議会運営委員会の常任委員会で詳しい説明を相手側とも行ったということをお伺いしましたが、その場において先般から出ていましたゴルフ場側の申出は妥当であったのかどうか、町がそれに応ずべきかどうかというそのずっと抱えている疑問について説明は理解するに足るような内容であったのかどうかお伺いします。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長、お答えいたします。

買戻しの申出につきましては、あくまでもその平成25年に土地の売買契約の中に付されている買戻し条項に基づいたものということでございますので、買戻しの申出自体は問題がないことだろうと承知してございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） その申出について、買戻しについてはおおむね妥当だろうという判断をされたような今そう受け止めましたが、話し合いの経緯を今朝ずっと読んでいましたけれども、向こう側も経営は非常に困難であるということをお認めいただいております。それで、今回の費用9,500万円を担保にしてこれからお金を融通してもらってそれを基に事業展開していくという簡単に言えばそういう説明がありましたけれども、それについては町としてもそういうことであれば何とか、将来的にも不安は多少残るものの何とかなるんじゃないかと判断したのかどうか、新たな疑義は生じなかったのかどうか、その場に私たちはいませんでしたので確認したいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長、お答えします。

まず、今、議員がおっしゃいました9,500万円を担保に資金調達をしたということですが、それはちょっと事実とは違うのかなと思ってございます。チームトレインからの説明ですと、チームトレインが今会社としてゴルフ場経営をやろうとしている内容を説明した上で融資先から融資を受けているということの説明だったと思ってございます。いろいろ会社側から説明を受けまして経営の改善ですとか、あとコース、設備の整備等々お話を伺いまして現地も見させていただきまして、おおむねその説明のとおり進んでいるんだろうと考えてございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。（「追加で」の声あり）町長。

○町長（猪股洋文君） ちょっと補足します。

今回は私が聞いているところでは、このやくらいサイズゴルフ場のみならず福島ですか、2か所、栃木、3か所かな、全ての整備等に要する費用4億円を調達すると、ファンド会社から調達するというのを聞いております。ここだけでございます。で、それぞれのコースを整備していくということだろうと思っております。

また、ゴルフ場経営に加えてグランピングというものをS a h, という会社とタイアップをしてここでも実施をしていくということも聞いております。また、女子プロの大会の開催もしたいということも聞いております。様々な取決めを通して経営を改善していこうということも聞いておりますので、ぜひチームトレインさんに、これまでも1億円既に投資をしていると聞いておりますので、さらなるコースの整備等を行っていただいて経営を改善していただくということが一番よろしいのだろうと判断をしております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 議会運営委員会との話し合いの私は記録を見て判断して今発言しているわけなんですけど、ゴルフ場側はグランピングをこれから展開していくとかいろんな構想を持っていて、3か所所有しているゴルフ場の中でここが最もすばらしいとかという発言もされているようなんですけど、そういったことを誠意ある発言だったのかなと思いながら私は読みましたけれども、そういった何よりもそのゴルフ場が倒産したり撤退していくということになったら町自体も大変な損害になるのかなと私も思っています。そういった状況を今後もチェックしな

がら、ぜひ倒産したり撤退したりすることのないようなチェックをしながら見守っていくべきではないかなと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、今回融資を受けられずにゴルフコースの整備を行わないということになりますとまさにこの会社は倒産、ゴルフ場は破綻してしまうだろうと思います。そうしますとどうということが起こるかといいますと、ゴルフ場の土地は町のもの、クラブハウスは会社のものであるということですから、倒産したからといって町がこの施設を第三者に売却することが容易でなくなるということなんです。全て町のものであればそれも可能であります。ですから、何としてもチームトレインさんに経営を立て直していただくということが大事なんだろうと思っていますし、今後、私もきのう副町長等々と視察に行つて意見も交換してまいりましたが、やはりお互いに協力をし合いながら葉菜地区の観光振興ということに取り組んでいく必要があると思っていますので、これまで以上に連携を深めていく必要があるだろうと認識しております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） この件について、企業ですから買戻した後チームトレイン側が努力はしたけれども最終的に経営が成り立たないという状況に陥らないことは絶対ないと社長も言っておられました。そういったときに安易に、今、町長が言いましたけれども全部会社の物であれば逆に言ったら安易に売却できるということになってしまいます、企業側からすれば。ですから、そういうことがないような対応策、具体的にそういう対応策というのが必要だと私は思うんですけれども、この前の議会運営委員会でも出ましたけれども覚書あるいは契約書、そういったものに安易な売却、経営破綻に陥った場合等に安易にその売却ができない条項というものやはり必要だと思いますので、そういったところの対応策をどのようにお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長、お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたように今回の土地の売買の契約に覚書ということでございますが、今回の土地の売買につきましてはあくまでも買戻しということでございますので、今回の契約に覚書ということはちょっと適さないのかなと考えております。その代わりということではないんですが、チームトレインの社長さんもおっしゃっていただいておりますが、ゴルフ場経営を通じて地域貢献とか地域の活性化というところにも考えをお持ちのようですので、町とい

たしましてはその地域の振興のための協定書を結びさせていただきましてお互いに協力をしながら菓菜地区の振興を進めていきたいと考えてございます。

協定書につきましてはまだできてはいませんが、基本的に地域の活性化及び住民サービスの向上に資する目的としまして連携する項目といたしましては、ゴルフ場を活用した地域の活性化及び地域の振興に関する事、地域の情報発信に関する事、観光の振興に関する事、環境の保全に関する事等々を協定項目といたしまして協定を結びさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 協定書ということでありまして、その協定書の中にもやはりその周辺の環境保全という条項もやはり入れていただかなければ、多分入っているとは思いますが、協定書ですから強制力ということはできないと思いますけれども、やはり安易なその売却に至らないような内容の文面もひとつ知恵を絞っていただいて優秀な頭でしっかりやっていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長、お答えいたします。

確かに、協定書は紳士協定になりますのでそこまでの強制力は持たないんですけれども、できるだけその環境保全等々の条項を設けて詳しくその中で協定を結びさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） さっき強制力があるのかといった質問があったんですけども、和解調書を取っておけばこれは裁判をかけてあっても強制力があると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 手を挙げてください。総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

今ご提案がありました、ちょっと和解調書の内容について把握してございませんので、その内容を確認いたしまして検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 地方自治法においては、公共の福祉について配慮すべきそしてまたこの

公共の用途を指定して売払いをすることができるという条文がありますよね。そうしますと、この特約に用途指定に供される期間を設けてこの売買契約の書中に盛り込んだらどうかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長、お答えいたします。

今のその地方自治法にのっとりた条項が今回の買戻しの売買契約書に適用ができるのかどうか、そういったところも含めて検討というか確認をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。15番米木正二君。

○15番（米木正二君） 今回のやくらいゴルフ場の売払いについてでありますけれども、16日に全員協議会がありました。その中で、我々の判断材料となる資料の提供が私は十分でなかったように思います。21日の議会運営委員会で初めて示された。我々全員にはそういった資料の配付はなかったということで非常に私は不誠実だと思いますよ。ですから、やっぱり全員協議会でこういった資料を出していただいて、そしてやっぱり議論をして進めていくべきではないかなと私は思いますよ。今後は、こういった案件がありましたら資料の提供は十分にさせていただきたいということをお願いします。

それから、4番議員と関連しますけれども、今回協定書ということでありますけれども、我々が一番心配しているのは売払いすることはいいんですけどもやっぱりその環境の保全と、あとはやっぱり転売されるんじゃないかというそうしたことが我々一番心配しているんです。そのことが果たして解消されているのかどうか。やっぱり協定書の中に私は盛り込むべきだと思いますよ。ですから、その辺、我々のやっぱり心配ということを解消できるようなそうした協定書にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長、お答えいたします。

資料の提出につきましては、全員協議会のときに示せなかったということは大変申し訳なく思っております。今後は、できるだけといいますか必ず資料を提出させていただきたいと思っております。

あと、転売を防止する条項を協定書にということでございますが、先ほども申し上げましたように紳士協定でございますのでなかなかその転売を規制するような中身にはならないのかなと考えてございます。できるだけその転売に至らないように町とそのチームトレインと連携し

ながら事業がうまく進むように考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 15番米木正二君。

○15番（米木正二君） 今後の手続きでありますけれども、契約ということなんですか。売払いの契約をするということですか。契約ということになってあとは協定書の取り交わしということになるわけですか。ちょっとその辺お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 今回の手続きでございますが、いろいろあるようございまして、本来その買戻し条項が付されている契約につきましては土地の売買契約でなくて契約の解除ということで土地の名義が変わる、譲渡になるということなんです。今回は町の財産を処分といいますか売却するということで売買契約書を交わさせていただきます。今回につきましては、仮契約書を結んでおりまして、本日承認をいただいて本契約という流れになってございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 15番米木正二君。

○15番（米木正二君） 分かりました。それで、会社としてグランピングというそうした計画があつてそれを進めていただくというようなことは、非常に期待感もあるわけです。かつて、前の経営者だったと思いますけれどもそういった構想がありました。それで、我々としても同じ系列の会社で群馬県のゴルフ場にも視察に行きました。しかしながら、なかなか実現できなかったということがあるんですけれども、そんなんで計画は計画として町としてもやっぱり進めるようなそうした指導といいますか、そういったことなんかは今後やっぱりやっていく必要があるんだろうと、ただ計画で終わらせることではなくて町としても何とか進めていただきたいというような、そうしたこともこれからもやっぱり私は必要になってくるんだろうと思います。その辺についていかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長、お答えいたします。

グランピングの計画につきましては、先ほど町長の説明もありましたが S a h、という会社と業務提携をされているようございまして、グランピングの計画を進めていると伺っております。

サーという会社につきまして、今、福島県いわき市で実際にそのグランピングの施設を運営

されているという実績があるようでございます。具体的に菓葉のゴルフ場にも既にもう設置する場所とか打合せが進んでおられるようでございまして、今年度で4棟設置するという具体的な流れになっていると伺ってございます。町としましても、菓葉の観光施設との連携を図りながらお互いにその集客に結びつけるような形で連携をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 3番。

今いろいろ各議員から質問が出ていますけれども、私が当事者だったら、チームトレイン側だったら買い戻す土地に様々な条件をつけられたらこれはもう買う気がなくなってくると思います。今言ったように本体の契約書に覚書をつけたり協定書、そういったものがんじがらめになってしまうという部分もあります。そして、確かにチームトレインの財務状況というのはコロナの影響でもかなり利用者数が少なくなっておりますけれども、そういった部分では確かに買い戻した後に転売のおそれとかいろいろ、こちら売払い側からすればあるわけですがけれども、そういった心配よりも逆にこちらで売払いした後、行政とそういったチームトレイン側でゴルフ場をやっぱり観光面とかレジャー面とかで大いに活用する方策を議論したほうが私はいいと思います。そして、やっぱりずっとあそこのリゾート法ができて30年以上になってずっとゴルフ場として活用してきたわけですから、これからもきちんとゴルフ場をメインにしていろいろ集客を図っていくと、それが活性化につながっていくと思いますので、私は結論的には確かに判断するまでの時間が少なかったのはこれは否定できません。ただ、やっぱりいろんな心配はありますけれども、これからゴルフ場の活用というのもチームトレイン側といろいろ連携し合っていたほうがよりベストでないかなと私は思います。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ありがとうございます。議員の皆様方いろんなご心配があろうかと思えます。ただ、そもそも町が買い受けたとき、いずれ買い戻すという前提でした。経営が改善すれば買い戻すという。ですから、覚書の中に土地の全部または一部を乙が買い戻す場合には売買金額とするとかこういったことも明記されているということです。ですから、今回の買戻しの申出に対しては基本的に町が断ることはできないということ、ここはご理解いただきたいと思っています。債務不履行で訴えられる可能性が大いにあります。そこはご理解いただきたいと思っています。

その中で、やはり私は必ずしも前経営者のときには町との信頼関係というものが十分ではなかったと私は思っております。ですから、現経営者との間でのやはり信頼関係を構築していくと、連携を深めていくと、一緒になって葉葉周辺あるいは加美町全体の観光振興に取り組んでいくということが非常に重要だと思っております。そういった信頼関係、連携を深めることによって、相手方も何かあったときにも相談していただける、そんな環境をつくっていけるんだろうと思っておりますので、町に何の連絡もなく勝手に第三者に売却するということはないのではないのだろうかと思っております。何よりも連携そして信頼の構築ということが重要だと思っておりますので、そういったことに努めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。2番佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 2番佐々木です。

ただいまの柳川議員のお話にも私も非常に賛同します。こういったある意味、負の財産は町は持つべきではないと思っております。そういった中で、あくまでもチームトレインに今回仮に売却してもここは加美町の地域ということで、この加美町の地域住民の人たちがある意味チームトレインで新しい事業を興す中に加美町の町民の人たちが起業、新しい事業を興してまたは今興している事業をその中で一緒に展開していただける、そうすることによって集客もなお望める、そして町にも町民の人たちにもプラスの還元があるということを考えると、その辺をもし協定書の中で含んでいただいてお互いの信頼関係という中で構築をしていただければなと思います。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） そういったことも含めて協定書に盛り込んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。5番早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 5番です。

ちょっと要望なんですけれども、この間の全員協議会でも4番議員からもありましたけれども、以前、税が滞納しておったという話もありましたし、この間やはり定期的に町の財産は、例えば土地が買戻しされたにしてもほかの財産とかもあるわけですので、やはり管財なら管財のほうでいいですので、やはり当面の間定期的にある程度状況を把握しておく必要があるかなと思っておりますが、一旦とにかくいろいろ経営努力はするんでしょうけれども、それが全て順調にいけばそれに越したことはないんですけれども、赤になってから大騒ぎするよりは、やはり黄

色とかになったんであればそれも定期的にある程度中間でも把握しておく必要があるのかなと思いますので、ぜひ総務課の契約管財係でも結構ですので定期的にやはりその辺の利用状況を含めていろんなことを把握しておく必要があるかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

議員ご指摘のとおり、これまでなかなかゴルフ場の状況を適宜に把握していなかったということも反省をしております。これからは、先ほど町長も申し上げたようにそれぞれの信頼関係を築きながらやっていきたいと思っておりますので、そういった意味でも定期的な監査とまではいかないにしろ状況の把握というのは必要だと思います。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号土地の売払いについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号土地の売払いについては原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第40号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（早坂忠幸君） 日程第7、議案第40号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第40号和解及び損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本案件は、先ほどご報告いたしました報告第2号と同じ交通事故であり、相手方に負傷を与えたことに対しまして過失割合が町100%により賠償額が決定したものであります。

つきまして、和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決をお願いするものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。2番佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 2番佐々木です。

ちょっと私、全く新しい議員なので分からないからお聞きしたいのですが、例えばこういった役場の職員の車両事故に関連して、通常であれば損害保険なんかは掛けているわけですよ、一般の人たちは。こういったときの事案に対しての補償を担保するということでの車両保険なんかは入ってはいるのでしょうか、お聞きします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長、お答えいたします。

車両保険、そういった自動車保険に該当するものについては全て加入しておりまして、今回の賠償もその保険の適用になっているということでございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 2番佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） そうすると、ここに示されている金額はそちらの保険会社から補填されるということで理解していいんですね。分かりました。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですね。その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号和解及び損害賠償の額の決定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号和解及び損害賠償の額の決定については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。11時20分まで。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

税務課長補佐より、木村議員の質問に対する発言の申出がありますので許可いたします。税務課長補佐。

○税務課長補佐（我孫子裕二君） 税務課長補佐兼徴収対策係長、お答えいたします。

先ほど木村議員よりご質問ありました件についてお答えさせていただきます。

第24条の扶養親族の今回改正されている中身なんですけれども、扶養親族の年齢16歳未満とそれ以外の16歳以上の控除対象扶養親族、扶養親族の中身を詳しく解説しているという解釈でお答えしたいと思います。

それで、第34条の7なんですけれども、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除きというところなんですけれども、寄附金の控除、これが特別控除につきましてその対象となる寄附金から出資に関する業務に充てられるというのが寄附金とはちょっと認められないということで今回除外するというので条文の追加がされたと解釈しております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。（「はい」の声あり）いいですか。はい。

日程第8 議案第41号 令和3年度加美町一般会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第8、議案第41号令和3年度加美町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第41号令和3年度加美町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ4億437万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ132億437万6,000円とする補正予算であります。

主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として地方創生臨時交付金並びに感染症対策に関する国、県支出金を活用し、感染症拡大防止、住民・事業者等への支援、教育の充実、コロナに強い地域づくりに資する14事業の予算を追加するほか既定予算の組替えを行います。また、国庫支出金を活用し、新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種体制の確保に向けワクチン接種費用など所要の予算を追加するほか、チリ共和国パラリンピック選手団の事前合宿に向けた感染症対策費を追加するものであります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金7,405万1,000円増、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億5,152万3,000円増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金4,310万5,000円増、県支出金として新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業費補助金9,920万円増などであり

ます。

支出の主なものについては、総務費で新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金9,920万円増、新型コロナウイルス感染拡大防止対策応援金4,000万円増、サテライトオフィス整備助成金補助金3,240万円増、衛生費でワクチン接種業務委託料7,382万3,000円増、ワクチン接種人材確保業務委託料1,682万9,000円増などのほか学校等の施設修繕費を計上し、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 予算書の6ページ、感染拡大防止事業について伺います。

一番上の職員手当等の100万円時間外手当、これの内容。それと、事業費285万円消耗品費、それから委託料200万円施設消毒業務委託料、これの内容について伺います。それからその下の工事請負費、上多田川地区体育館改修工事530万円についてもまず伺いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

総務課、私からは時間外勤務手当100万円と委託料の200万円について説明をさせていただきます。

時間外勤務手当につきましては、コロナ対策に従事することによりまして発生した時間外に対応するものでございまして、100万円の根拠というところでは詳細なものはちょっと今持つてございまして、まず100万円を計上させていただいたというところがございます。

あと、施設の消毒の委託料につきましても施設で感染者が発生した場合の消毒に充てるための委託料でございまして、面積とかその施設に応じて金額が違うようでございますので、これも200万円をまず計上をさせていただいているというところがございます。

なお、今回役場庁舎とみやざき園、小学校の消毒につきましては、この予算ではなくて予備費を充用させていただきまして、こちらの科目に予備費を充用させていただきまして臨時交付金を充当するという予定になってございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長でございます。

需用費の285万円の内訳でございます。主なものは、除菌用アルコール、町の各施設の分と

ということで一括して購入しております。昨年度このアルコールの購入費用としての実績が260万円ありました。それをベースに、今年度も当然このような状況ですので同額ということで実績に基づいて計上しております。その他各施設のアクリル板ですとか消毒液のディスペンサーですとかちょっとそういったものを拡充したいということもございまして、そういったものの計上で285万円ということで計上しております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

私から、上多田川体育館の工事請負費についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、今年度から指定管理に伴いまして建物も指定避難所になっております。そのため3密対策ということで、体育館の中に設置されてありますシーリングファンという空気をかます機材が入っているんですが、そちらが漏電をしておりますして修繕しなきゃないということでそちらの修繕費。あと、外側のガラスの換気扉、それが今現在手回しで開けるような構造になっているんですが、それもところどころしか開かないということでそちらを修繕をするというための予算をここに置いているということでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 上多田川の体育館については了解いたしました。

この消毒についてなぜ質問をしたかといいますと、冒頭に町長から15日以降の職員の感染状況について説明がございました。先日の16日の全員協議会のときに私指摘させていただきましたが、11日に税務課職員が最初に感染した後の対応、業者に消毒委託するべきだということで指摘をさせていただきました。その11日の夜に職員で消毒作業を行ったという結果がここに出ているわけですね。ですから、職員でどのような消毒作業を行ったのか、国のマニュアルに沿って行ったと言っておりますけれども、業者に頼めばそれなりの責任があつて防護服を着用して消毒作業を行うであるとかそういった作業をするわけですよ。あのときも翌日の業務を優先するかなのような発言もありました。非常に私はその危機管理の甘さを指摘したわけですが、その後こういった経過になっているんですね。驚いたのは、もう一つ、その全員協議会の終わった後に町長からメールをいただきました。消毒に関してのご指摘でしたが、業者であれ職員であれ国のマニュアルに沿って行うものであり基本的には同じ作業を行うこととなりますのでご理解ください、こういった内容のメールをいただきました。まあ、本当に甘いんだ

なというふうな実感がしたわけですけれども、この点についての消毒の内容、業者と職員の違いがあるはずですから、その辺専門的なところをきちっとお答えいただきたいと思います。

(「最初私から」の声あり)

○議長(早坂忠幸君) 町長。

○町長(猪股洋文君) じゃあ、最初、私からお答えいたします。

メールを差し上げたように基本的には国のマニュアルに沿って、当然職員と業者がやることは異なりますが基本的にはマニュアルに沿って行うということでございます。それと、優先させたということでは必ずしもございません。当然感染の拡大防止、これが最も大事なことでありますから、職員といえどもマニュアルに沿ってしっかりとこれは消毒作業を行ったということでございますのでこれはご理解いただきたいと思っています。

その後の感染拡大との因果関係ははっきりしておりません。様々な状況からいいますと、必ずしも職員間で感染したということも分かっておりません。実は、医師会の会長さんからメールがありまして、トイレを使用する際の手洗い、手指消毒、これをきっちり行うようにと。トイレを使った後、中で手を洗いさらに出た後廊下で消毒するよというアドバイスがありましたので、今職員が徹底しています。この1階の職員のみが感染いたしました。1階は不特定多数の方々が来てその方々がトイレもお使いになりますので、やはりトイレのリスクというのはかなり私は大きいんだろーと思っていますので、医師会の会長さんのアドバイスに従いまして今全庁的にこれまで以上に消毒液あるいはハンドソープ、そういったものも備えておりまして職員にも徹底させているところでございます。

感染予防、感染拡大の防止、これが最大の眼目でございます、併せてできるだけやはり住民サービスを低下させないために業務の継続ということも我々は考えていかなきゃならない、そういった趣旨で前回ご説明させていただきましたのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長(早坂忠幸君) 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長(相澤栄悦君) 総務課長、お答えいたします。

ご質問の業者が行う消毒作業と職員が実施した消毒作業の違いということでございますが、私も18日の業者消毒に立会いをしましてその消毒の内容を見させていただいたわけですが、基本的な消毒作業、消毒液、アルコールとかその他の消毒液でカウンターとか机、椅子、手の触れるようなところの拭き掃除の部分につきましては、職員も業者の方の消毒もほぼ同じ内容なのかなと見させていただきました。一番違うのは、その除菌作業をしてから業者の場合は噴霧

器によりまして消毒液を床に噴霧させるというその工程だけが、ちょっと町にそういった器具といますか、ございませんでしたので、その部分が大きな違いかなと感じました。

また、除菌する際の防護服なんですが、やはり業者の方は完全に不織布の防護服を着てフェースシールドあとは手袋とした完全な形でやられていたということで、それに倣って町の職員も町で常備しておりますその防護服を着て実施しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 町長、業務の継続という先ほど発言がありました。それでも今回の最後の会計課の職員がなった。で、一時閉庁しました、19日。このときの対応は宮崎支所、小野田支所を使うということで、ですから11日の時点でこういう判断ができなかったものか。やはり目に見えないものですから、こういった判断を危機感を持ってやるというのが本来の町民やあるいは職員の命を守るという意味ではこれは当然のことだと私は思います。ですから、それをしなかったことによって、因果関係は分かりませんよ、私も分かりません、それは。でも、全くなかったとは言い切れないと私は思っています。で、そのためのこのコロナの予算なんですから、例えば足のない方が中新田で取れなくて宮崎、小野田に行かなきゃいけないというときには、例えば住民バスを利用させていただいてその閉庁間については無料にするであるとかそういうことが幾らでもできたはずなんですよ。全くその指摘を軽んじていたわけではないと思いますけれども、私はそういった指摘が値すると思いますけれども、この点についてどうですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長、お答えいたします。

まず、税務課の対応でございます。税務課の職員がPCR検査で陽性になったという報告を受けたのが日曜日の夕方でございます。そこからの対応でございましたので、まずはその今、税務課が令和3年度の住民税あとは軽自動車税、いろんな税の課税の業務が非常に期限が決められていて非常に忙しい時期であると。そういったその期限、データ入力とかそういった事務処理の期限もありますし、職員の安全、あと住民の方の安全ということを考慮した上で大変申し訳ございませんでしたが町職員で消毒をして、あと税務経験職員でそういった業務を継続するという判断をさせていただいたというところでございます。町民課につきましては、これはもう保健所の指導で1階フロアの職員全員が1回PCR検査を実施したほうがいいという指導がありましたので、そうなりますと町民課のその窓口の体制が組めないという部分もあ

りましたので閉鎖という対応を取らせていただいたというところでございます。また、1人職員でPCR検査で陽性が判明しますと、その後の対応としましてその職員と接触した接触者リストというものを作成いたします。その接触者リストと併せて事務所の座席表も送りましてどの方が濃厚接触者あとは検査対象者になるかというのを保健所が判断をして、報告を受けて検査を受けるという内容でございました。今回1階フロアで3名の陽性者が出たわけですが、それぞれ陽性者の接触者リストに載らない方でした。お互いに接触したということではなかったということございまして、どういった経緯で感染したかというのが不明だという状況でございます。

以上でございます。（「もう一回」の声あり）

○議長（早坂忠幸君） 4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） すみません、許可いただきましたのでもう1回質問させていただきますが、それは当然接触者リストも当然挙げられますが、ですから私が言っているのは早い段階で対応しなきゃなかったんじゃないですかということなんです。今回19日にこうやって閉庁していますけれども、その11日の段階でそれをやっていたらあるいはこの後の2人というのはなかったかもしれないと、それも可能性としてはゼロではないんですよ。接触者じゃなかったのにつつたということはその1階にいたわけですから。だから、それだけ目に見えない恐怖というのがこのコロナに対してはあるんですから、万全の体制を取ってほしいということなんです。これについてどうですか。町長、どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

議員ご指摘のとおりであります。11日の段階での税務課を閉めないで業務をさせたのは私の指示でありましたので、その後今回のこういったいろんな味上議員からのご指摘もございましたので、今後はそういったことも十分反省をした上で対応させていただきます。今回は大変申し訳ございませんでした。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 議長、3番。

先ほど町長から提案理由の説明がありました。私の知っている限りでは、この合併以降4億円余りの大型補正予算というのは初めてではないかなと思っています。その中で何点かお聞きします。

6ページ右下の、住民・事業者等への支援事業として、1つは新型コロナウイルス感染症拡

大防止協力金9,920万円、同じく感染拡大対策応援金4,000万円、これが計上されています。担当課長から説明をお願いします。

次に、7ページのコロナに強い地域づくり事業として、1つは地方創生インターンシップ業務委託料250万円、2つ目テレワーク図鑑作成業務委託料800万円、3つ目としてサテライトオフィス誘致マッチングイベント出展への負担金150万円、4つ目としてサテライトオフィス整備補助金3,240万円、総額にして4,440万円計上されております。まず、担当課長の詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

まず初めに、6ページの新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金9,920万円でございます。これは、100%宮城県の事業でございます。内容が、4月5日から5月5日までの間、21時から翌朝5時までの時間帯に営業している飲食店、酒類を提供する飲食店でございます。その時短要請に応じた方々への協力金ということになります。内容としては、条件といたしましては飲食店の営業許可等々がございますが、全面的に協力していただいた飲食店の皆様へ124万円の協力金が支払われるということになります。本町におきましては、今のところ約74店、施設を見込んでおりますが、ただちょっといろいろ漏れ等もあるかもしれないということで80施設分を今回補正として計上したものでございます。124万円掛ける80施設で9,920万円という内容となっております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

私からは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策応援金、こちらについて説明させていただきます。

この応援金につきましては、町内の事業所において感染拡大防止に取り組むのを応援しようということで、町内の飲食店あとは小売り、サービス業、そういった店舗およそ400店舗を対象に10万円の交付を考えております。ただ、この400店舗には先ほどの協力金を受給する店舗あと大型チェーンそれからドラッグストア、そういった店舗は除くと考えております。それで、この応援金を受給するに当たりましては、まず宮城県で実施しております安全対策実施中のポスターを取得していただきまして、その申請書にそのポスターを掲示している写真それ

から消毒液あとはそのアクリル板などを設置している、対策に取り組んでいますという写真を添付して町に申請していただき、それに基づき町は支給をすると考えております。1店舗10万円ということで400の事業所を見込んでおりますので4,000万円となっております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君）　ひと・しごと推進課長、お答えをいたします。

ただいまご質問をいただきました予算書7ページの委託料2事業と負担金補助及び交付金の2つの事業、合わせてこの4つの事業につきましてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、令和2年度の3次補正で新たに創設をされました地方創生テレワーク交付金、こちらを活用させていただいて進めさせていただきたい事業でございます。歳入とも連動いたしますけれども、歳入5ページ、こちらに計上してございます地方創生テレワーク推進交付金の3,150万円、これと残りの部分に関しましてはコロナ対応の地方創生の臨時交付金を充当させていただきまして4,440万円、全て国の財源を活用させていただく計画でございます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大、こちらに端を発しまして暮らし方あるいは働き方、こういったところが以前と比べて大きくさま変わりしてございます。こういった中で、地方でのサテライトオフィスの開設あとはテレワークを活用しました移住や滞在、こういった取組を国が積極的に支援をして、東京一極集中型の人口増、そういったところを地方に流れ込みを誘発するような新たな事業として創設をいたしましたものでございます。

具体的にこちらで対応させていただく事業の中身につきましては、まず地方創生インターンシップ事業、こちらにつきましてはこちらのテレワーク推進交付金を活用いたしまして首都圏等を中心にした大学生、こういったところの大学で芸術ですとか工業系、そういった学生を対象にしてインターンシップ事業として加美町にお越しをいただく、そういったところを推進するような委託事業になります。

あと、テレワーク図鑑の作成業務委託料、こちらにつきましてはテレワークを推進する施設整備、補助金に計上させていただいておりますけれども、サテライトオフィスを町内に2か所整備をする計画をしてございます。こちらにつきましては、民間の事業者さんに空き家を活用していただきましてその空き家を改修するための整備費用そしてその改修した後の空き家、こちらをサテライトオフィスですとかテレワークを推進する対応設備、あとはアトリエ機能を持ちましてそういった創作活動を続ける方、そういった方々の活動を誘致できるような場所、そ

ういった場面を踏まえましたサテライトオフィスの整備を考えてございます。

そういった施設の整備をするに当たりまして、そこを推進的に利用していただく、そういったためにサテライト図鑑という形で、どちらかといいますとSNS等々を活用してインターネット上でその利活用するための施設がどのような施設であるか、どういった機能を備えているか、あと考え方としては滞在だけではなくて長期滞在、要は宿泊していただいて滞在していただけるような施設も検討してございます。そういった施設の概要に加えまして、町が持っております自然環境ですとかアウトドア、あとは地域の文化、芸術、そういったものも併せ持って発信をさせていただいて、できれば単なるシェアオフィス等々ではなくワーケーションですとかそういった形で町のほかの観光資源等々とタイアップをさせていただきながら利活用を広めていきたい、そういったところを整備させていただくのがテレワーク図鑑の作成業務という形になります。

それらを首都圏あるいはネット配信等々で開催をされますマッチングイベントに参加をさせていただいてPRをさせていただき、そちらが負担金に計上させていただいておりますマッチングイベント出展、こちらにつきましては50万円で3回ほど出展を予定しております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今回の庄司室長から詳細に説明がありましたけれども、この協力金について1事業所最大124万円を支援するというこの協力金の内容ですけれども、これまで支払いの実績とかそういったものがあつたら再度説明願いたいと思います。期間が4月5日から5月5日までの1か月間の間ということなので、再度説明をお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

これまでのまず実績でございます。ちょうど1年前に県が3分の2、町が3分の1の事業で30万円といわれていた協力金がありました。それに基づいた支給実績がございます。それから、あと町の臨時交付金を活用した事業でそういった30万円の対象とならない事業主の方々には10万円の支給、さらには年末年始のいろいろ宴会等々の落ち込みもございまして、そういった飲食店等々への支援の協力というのをさせていただきました。

それから、今回のいろいろ支給の内容、時期なんですけど、これは全て100%宮城県の事業で、先ほども申し上げました、制度設計も全て県のほうで策定いたしまして宮城県下の市町村で支

給事業を行うということでございます。いろいろスピード感ということも当然でございます。連休明けすぐに、申請書を連休明けから受け付けるということで、これは県下統一となっておりますので随時受付しまして、宮城県からのこの9,920万円の概算払いが、今のところまだ日にちまでははっきりしていないんですが5月末となっております。本町としましては、その概算払いの県から来る入金する日にちが決まり次第、そこから期間をなるべく置かないように速やかに支給したいと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 連休明けからすぐ受け付けるというお話です。私とすればはやっぱりスピード感を持って対応していただきたいと思います。

それから、先ほどのサテライトオフィスの関係なんですが、働き方改革の中ではこのテレワークというのはすごい急増しているといわれております。地方に仕事場の拠点を設けるということですね。加美町からすれば空き家対策それから人材育成とか移住・定住にもつながるといことで、加美町にとりましては大変メリットの大きい私は事業だと思っています。今年度、先ほど橋本課長からも詳細な説明がありましたけれども、PR用のビデオ作成とか冊子、それからイベント参加、それからインターンシップ開催で町をPRをしていくということでありまして、橋本課長は前に企業誘致を担当してましてその辺のノウハウは十分に持っているとは考えております。問題は、やっぱり多くの企業とか個人に手を挙げてもらうことが一番大事なのかなと思っていますけれども、町長、その辺はどのように考えているでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおりでして、実は町単独ですとなかなかそういった企業まで訴求ができないんですね。一方、様々な企業さんが既にそういった広いネットワークを持っておりまして、そういった広いネットワークを持っている事業者さん、企業さんのご協力というものがこれはもう絶対に必要だろうと思っておりますから、そういったノウハウがありそしてネットワークを持っている企業さんとも協定などを結びながら広くそういった事業所にも訴求していきたいと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。6番高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 二、三質問させていただきます。

まず1点目は、先ほど4番議員が質問をしました6ページ、上多田川地区体育館改修工事に

伴いましてこの新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金の活用の方法といたしますか、これについてちょっと確認させていただきたいんですが、年度末だったと思います、この関係で様々避難所の関係で屋根の雨漏りを直すとかというような話もあったときにそういったものに関しては使えないんだというような説明があったかと思っております。その辺の部分で、今回の上多田川地区体育館の改修というのがこれは当たって、そっちの避難所に対しては当たらないんだなというところの今ちょっと疑義が生じたものですから、これについての活用の方法について1点お願いいたします。

またしても4番議員と同じでございまして、先ほどの1階の消毒の部分というところで先ほど4番議員が聞いていなかったと思います、先ほど予備費を充当してそれに充てるんだというようなお話がありましたけれども、内容がほぼほぼ職員がやることと一緒にだというようなことで、ここの部分、今回行った面積と金額についてどれくらいの金額がかかったのかという具体的な金額を教えてくださいたいと思います。

あともう1点が、6ページ、同じく備品購入費の部分でリモート選挙事務備品105万円とありますけれども、この部分、詳細についてお願いします。

○議長（早坂忠幸君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君）　ひと・しごと推進課長でございます。

まず、1つ目のご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。上多田川小学校の改修の内容、以前にいろいろとお話をさせていただきましたほかの体育館等々の屋根の修繕とどのような違いがあって、これは地方創生の臨時交付金の対象にできるのかというところでございます。屋根の改修につきましては、どうしてもそもそも形状として成り立っているもの、そちらを修復するという形になると対象にできませんという内容でございました。で、今回の内容につきましては、この機能を再復活させることにより防・排煙窓の修繕とあとはファンの修繕という形になりますので中に空気をとどめ置かない、要はどうしても多くの方がそこに避難所として集まった際に感染予防対策としてその空気の通りをよくする、エアコンの修繕と同じような形になると思いますけれども、そういった機能を復活させるといいますかちゃんと機能を持たせるという形になりますので、こちらに関しましては交付金の対象とさせていただくことで問題ないと国から回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君）　総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君）　総務課長、お答えいたします。

庁舎の消毒の費用、面積ということでございますが、まず面積についてはちょっと今手元に資料がないので正確な面積は把握してございません。金額につきましては、1階から3階の全フロア、階段あと各トイレ、全て行いまして88万円ほどかかっております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） リモート選挙備品は。総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） リモート選挙の備品の内容でございますが、これは今回といいますか期日前投票の投票所がこれまでですと旧法務局とかでやっていたんですが、場所がちょっと狭いということで場所を変えてございます。それによりまして、選挙システムと連携、つなげなくなってしまったものですから、ノートパソコンで一時的に対応してございます。

今回計上させていただいているのは、ことし県知事選と衆議院選がございましてそちらの2つの選挙の期日前を想定した場合、小野田地区の福祉センターと宮崎の福祉センターがちょうどコロナの予防接種の会場に使われるということが想定されますので場所を変えなくちゃいけないということがございますので、それぞれ小野田公民館と宮崎公民館に期日前の投票所を移すと考えてございます。そうした場合に、先ほど言いました選挙システムと連携させるための端末が必要となりますので、そういった端末の購入の費用でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 6番高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ありがとうございます。

上多田川地区体育館改修工事の件につきましては、明確なコロナ対策費になるということで今回の交付ということで理解をさせていただきました。

まず、今のリモート選挙の事務というところで、リモート選挙、今いろいろこの時期コロナの関係で騒がれていますけれども、リモート選挙というよりは端末をつなぐためのその備品購入という形なんですよね。リモート選挙といいますとどうしても様々な問題、アメリカの選挙でもいろいろありましたし郵送による投票とか、リモート選挙はまだまだ日本ではしっかりできていないところでどういったことをやるのかなというところの疑問でしたので、その辺のちょっと質問をさせていただきました。

あと、一番最初の消毒の関係です。88万円をかけて1階から3階までを全部やったというようなお話でした。実際に職員の方が残って消毒をした場合とさほど消毒の方法は変わらないということと、防護服、若干の噴霧が変わるだけだというようなお話がありました。私も実際に

そうなのかなとは思っていますし、この88万円の費用対効果がどれほどのものなのかという、安心料というところであれば分かるんですけども、昨今アメリカの疾病対策センターCDCから接触感染に関しましては1万分の1以下であるんじゃないかと、だからといって消毒だったり手洗い、個人の消毒、手洗いを怠っていいとはもちろん言っていないわけですけども、そういったデータが出てきた場合にこれが民間の人、民間というのもおかしいですね、実際に頼んで専門業者がやらなきゃいけないものなのか、はたまたこういった職員の方々でやっても対応できるものなのか。やはりこういった事業、非常に困っている方々もほかにたくさんいらっしゃいますし、その辺はしっかりと選別をして有意義に選んでいかなきゃいけないんじゃないかと思うところからこのような質問をさせていただいているわけなんですけれども、この辺の検討についてどのように考えているか、また国の機関からこういった接触感染の部分に関して新たな情報等々がございましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） その都度判断をするということになるだろうと思っています。今回のように複数人出た場合また保健所からの指導なども受けて判断してきておりますし、これからもそういった判断をしていきたいと思っています。また、接触感染についても僅かであろうともリスクがあるならばそれを防止するための対策は取っていく必要があるだろうと思っています。

なお、先ほどの関連でちょっとお話ししたいことがあるんですが、先ほど4月11日には税務課から職員が感染したという、これは事実でございます。感染後は、この職員は発症したわけです。数日前に、11日に判明したということはPCR検査を前の日に受けて11日に判明した、発症したのはその前、数日前かな、ということは感染したのは4月の中旬なんですね。感染といいますのは症状が現れるまでには平均5日から6日、長い場合には14日間といわれておりますから、ですから五、六日ということをもみても4月の中旬に感染しているといえると思います。で、町民課の職員が陽性判明したのは4月15日、これは症状がなかったわけでありましてけれども。それから、その感染期間なんですけれども感染期間は発症後7日から10日といわれておりますから、ですからこの2人の因果関係ということはないだろうと思っていますので、我々も様々なことを考慮して適切にこれは対応していくということなんだろうと思っていますので、そこのところは我々も決して本当に危機感を持って対応しておりますから、必ずしもどなたでも100%正解というのはないのかもしれませんが、できるだけ我々としてはこの感染防止に努めながら適切な対応をしてまいりたいと思っていますので、よろしくお願

たいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 6番高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） よろしくお願ひします。

先ほども言いましたけれども、職員の方が一生懸命消毒をしていただく、ないしは業者が消毒をしていただく、どちらもこれは有効だというようなこともCDCで出ていますし、逆に業者が必ずしもやらなきゃいけないとなった場合には、町民の来庁者に職員がやっているのであれば危ないですとかそういった過大な恐怖とかあおってしまう可能性もありますので、その辺のしっかりとした周知もぜひやっていただきたいと思ひます。

接触感染以外にやはり飛沫感染が非常に多いというのはCDCでも言っていますし、こういった場合、今、宮城県がなかなか濃厚接触者の特定が遅れているという状況にある中、最後に町としては濃厚接触者の特定あるいはそういった危険性がある方、どのように判断して出勤停止にしたり課を停止にするか、その判断基準がありましたらそこだけ教えていただきたいと思ひます。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長、お答えいたします。

感染者の接触者につきましては、先ほども少し説明させていただいたんですが、まず感染者が確定しましたらばその当該職員と接触したと思われる方を当該職員から聞き取りをしたり担当課の職員から聞き取りをしまして接触者リストというものを作成をいたします。その接触者リストと事務所の座席表等を保健所に提出をいたしまして濃厚接触者、PCR検査対象者等々を保健所で判断をすると。判断された結果が各そのリストに載っている職員に直接連絡が行くような内容でございます。濃厚接触者とPCR検査対象者になった方については、まず自宅待機という措置を取ってございます。これは、感染が確定してすぐにその課の職員については直ちに自宅待機という措置を取ってございます。また、濃厚接触者に当たる方と隣り合わせの職員あとは接触した可能性のある心配な職員につきましても、所属長の判断で自宅待機というような措置を取ってございます。また、濃厚接触者につきましては、PCR検査が陰性だったとしても接触した日から2週間は自宅待機というような対応を取ってございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。2番佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 2番佐々木です。

補正予算の議案の審議でコロナに話が集中しているみたいなんです、2つほどちょっとお

願いがあります。

1つは、町長がおっしゃっていたトイレ、これは我々、私も医療関係者といえれば関係者ですから常識なんです、トイレはやっぱり飛沫が飛ぶんですよ。男も女性もそうです。トイレの便器に尿がぶつかれば当然それが噴霧して、噴霧というか霧状態で周りに散らかるんです。だから、一番トイレは気をつけなくちゃいけない。ですから、我々もそうです、トイレの周辺はきちっとする、消毒する。業者はやっぱり特定の特別な機材を持ってするから確かに業者のほうは上手かもしれない。それが1つ。

あともう1つは、今日の河北新報に載っていたように美里町で40人の高齢者施設のクラスターが発生したと、ちょっと遅きの感があるんですが、私もいろんな介護関係者の管理者から相談されるんですが、業者はどこにあるんですか、どういうところの業者をお願いしたらいいんですかという声結構あるんです。ですから、加美町にある介護施設全てに福祉課のあたりからその消毒業者、もし発生したらすぐ対応しなきゃいけないですから消毒業者の事業所を教えてください、通知していただいたほうがいいのかと思っています。そう多くはありませんから、ひとつお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

トイレの対策といたしまして説明をさせていただきますが、お手洗いのところにハンドソープといますか洗剤を置いていますが、今までは1階に1個ずつだったんですが各水道ごとに設置するように置く個数を増やしてございます。また、たしかにトイレが感染源になる可能性が多いということですので、トイレの出口付近に手指消毒のアルコールを全て設置をしている対応をしております。これは前から置いてあるんですがその個数とか位置をちょっと変更して必ず消毒ができるように少し対策を強化してございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 2番佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 私がお話ししたのは、トイレで手を洗うということではなくてトイレの壁に飛沫というか飛ぶ可能性が非常に多いんです。その付着したものが、例えば風が入ってきます、風が入ってくると一緒に飛ぶんです。だからトイレは怖いということだけはちょっとご理解しててください。お願いします。（「私から」の声あり）

○議長（早坂忠幸君） 町長。それから、消毒業者、漏れていますよね。

○町長（猪股洋文君） 消毒業者については、保健福祉課から各施設にこういった業者がありますよというようなご案内はさせていただきたいと思っております。

また、我々が理解しなければいけないのが、皮膚についても感染はしません。あくまでも粘膜から感染しますから、ですからトイレの壁等、毎日朝、掃除の方々がきちんと消毒してくれていますけれどもそうしておりますし、さらについた、例えば指にコロナウイルスが付着したと、それで目や鼻や粘膜に触ると粘膜から感染していくということですから、ですから総務課長が言ったように職員は自分の身を守るためにはやはりきちんとソープで洗って、出るときにノブについている可能性もありますから出た後でまた消毒をするということを徹底させております。また何よりも高橋聡輔議員が言ったように飛沫感染が主ですからまずはここをきちっと守ると、マスクの着用と換気等々をちゃんとすると。接触感染についても飛沫感染からすればリスクが低いとはいえこれも併せてきちっと対応していくということで、まず我々職員が自分の身を守っていくということ、そして佐々木弘毅議員がご提案されたように万が一に備えてそういった施設等にも情報提供するという、そういったことを町で行っていきますのでよろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。12番一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 6ページ、プレミアムポイントキャンペーン事業の内容をお願いします。

それから、もう一点が9ページ、ワクチン接種委託業務でワクチンの接種に向けての今の進捗状況と今後の接種への計画をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

私からは、プレミアムポイントキャンペーン業務委託料について説明させていただきます。

この事業につきましては、キャッシュレス化、店によるキャッシュレス化の推進による接触機会を減らすということと地域経済の回復を目指すという内容のものでございまして、町内の店舗においてQRコード決済を導入していただくというものでございます。既にその導入されている店舗、あと今回の事業で加盟した店舗、その店舗でお買物をすると20%のポイントが付与されるという内容のものでございます。実施時期といたしましては、現在のところ7月から8月の2か月を予定しております。この期間中に購入していただくとそのポイントがつくわけですが、今のところ1回の買い物につき2,000円を上限とするということは1万円の買い物までポイントがつくと。2か月間でそれから2万円のポイントを上限ということで、2か月間で10万円まで購入するとポイントがつくという内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課専門監。

○保健福祉課専門監（伊藤知恵子君） 保健福祉課専門監です。

ワクチン接種に関する進捗状況についてお答えいたします。

現在、5月10日から集団接種を実施するという予定で予約受付等の実施を行っております。現在予約していただいている人数ですが、75歳以上の方に接種券を発送しておりまして今現在約3,000名の方の予約を受け付けております。対象者の75歳以上の年齢の対象者数に対して約7割の方の予約を受け付けているところでございます。あとは、集団接種以外のところでは、まず先行して高齢者施設の特別養護老人ホームの3か所について来週から接種が開始になる予定になっております。

あと、今後についてですが、現在まだワクチンの量が、供給量がまだ未定のところもありまして、今後の受付については少しワクチンの量が見通しが立った時点で進めていきたいと考えております。現在、75歳以上の方皆さんに接種券がお手元に届いておりますが、74歳以下の方につきましてはさらに段階的に接種券を発送したいと思っております。次に70歳以上の方、その次に65歳以上の方と2段階に分けての発送を予定しております。70歳以上の方の接種券につきましては、5月の連休明けから発送できるようにと現在準備をしております。65歳以上の方につきましても、その後5月中には皆さんのお手元に接種券が届きまして順次集団接種で接種していただく形になるかと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 12番一條 寛君。

○12番（一條 寛君） プレミアムポイントの件ですけれども、このQRコードを導入してもらうということですが、これはあとクレジットカードでもこれは大丈夫ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

そのキャッシュレス化にもいくつか種類がございます。今議員さんがおっしゃったクレジットカード、それから交通系のICカード、それから今回のコード決済など種類がございます。そのクレジットカードとかそういったものを導入しようとする、まずお店側ではそのカードを読み取る機械とかそういったものが必要になります。このQRコード決済につきましては、お店のレジの脇にそのQRコードが表示されておりまして、それをお客様がスマートフォンで

読み取りましてそれで金額を入力して決済するという内容になっておりまして、またそのクレジットカードとは違うシステムでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 12番一條 寛君。

○12番（一條 寛君） これは、マイナンバーカードとの連携とかということは一切関係ないのかどうかということ、まず1点。

それから、ワクチン接種について。なかなか電話での予約が取れないという声が聞きますけれども、この辺の予約がよりスムーズに取れるような対策は考えておられるのかどうかということと、あとワクチンの国からの供給の見通しというのはどのくらい前に情報提供なり、県を通してくるのかどうかわかりませんが、その辺はどういう状況になっているのかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

このキャッシュレスQRコード決済につきましては、特にそのマイナンバーカードとの連携は必要ございません。スマートフォンそれからそのスマートフォンにQRコード決済事業者のアプリをインストールしていただくということで利用できるようになっております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

まず、電話での予約が取りにくいという件ですが、この件に関しては大変ご迷惑をおかけしていると、こちら反省しております。よろしく願いいたします。

それで対応としましては、当初、74歳未満の方への接種券の発送を4月末ということで考えていたんですが、そうするとゴールデンウィークを挟むことになって、そうするとなお電話予約が大変になるかなということで5月に伸ばして、なおかつ75歳以上の方のときに4,000件の発送をしたために混み合ったということもありましたので、65歳から74歳につきましては2回に分けて2,000人ずつぐらいで発送してその辺の混雑をある程度解消したいとは考えております。また、コールセンターだけでなくワクチン音声案内予約というのもまた今度始まることとなりますのでワクチン予約の受皿が前よりは多くなるということで、あと74歳以下の方ですとスマートフォンをお持ちの方も大分多くなると思いますので、そういった予約サイトもより活用いただければある程度の解消になるかと思いますが、あとは通知には、急がなくても十

分な空きがありますのでというもう少し分かりやすい内容で対応したいと考えております。

あと、ワクチンの供給についてですが、まず5月の前半の連休明けから2週間ぐらいのが24日曜日に関を通って通知が来る予定になっております。要望しているとおりになればその辺を加味しまして連休明けに通知を考えているというところです。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 6ページの地域商品券1,259万1,000円と、あとは次のページ、7ページのプレミアム商品券発行1,200万円、観光施設感染症対策1,100万円、これについてお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

申し訳ございません、1点目が……（「地域商品券」の声あり）

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

地域商品券につきましては、補正予算書の8ページにあります老人福祉費の敬老会の記念品、こちらが当初予算で商品券2,000円ということで要求させていただいておりましたが、今回の臨時交付金に伴いまして商品券を昨年度と同様3,000円に拡大しましてこちらに科目の変更という形で財源変更も併せてやっております。これに絡みまして、印刷製本とか通信運搬費もその分減額して、こちらに同額を計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

まず、プレミアム商品券でございますが、これにつきましては3割増し商品券ということで今回は3,500セットを計画しております。昨年は2,000セットでしたけれども今年度は3,500セットまで増やしてやる予定でございます。内容的には昨年度と変わらないんですけども今年度も秋から冬にかけて実施する予定としております。

もう一つの観光施設感染症対策1,100万円でございますが、こちらにつきましては施設におけるカーテンそれから畳、寝具、そういったものの購入がまず一つありまして、施設におきましてはカーテンが防災仕様にもなっていないほど古いものもございまして、今回その防災プラス抗菌仕様のカーテンとかそういったものを購入していただく補助金でございます。あとそれ

から、薬師の湯にございますスイーツのカフェぐらん、あそこは畳敷きになっておるんですけどもあそこのフローリング化も含まれております。あと、それから薬師の湯とかゆ〜らんど、そこの施設における浴室における消耗品の購入、そういったものに対する補助金となっております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 分かりました。

それとはちょっと別になるんですが、住民・事業者への支援事業の中で今あるのはほとんど町の施設等の関係なんです、例えば民間の関係でよく誘致企業が東京に出張に行って戻ってきた方、そういった方が例えば会社によっては何日間か自宅待機とか様子を見るとかというのを伺っているんですが、そういったその町以外の民間の関係に対してのコロナ対策というか支援とかそういったものの制度を補助金を活用してつけれないのかどうか、その辺お願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長、お答えいたします。

民間の事業者に対する支援ということでございまして、例えば前に新聞で出ていたのが秋田県で企業の方が出張に行って県外または首都圏のほうに出張した場合に帰ってきてPCR検査を実施すると、そのPCR検査を実施した企業に対して県が支援をするというようなことが新聞に載ってございましたのでそういったこととか、いろいろな対策を取っている自治体がございますので、そういったところをちょっと参考にして加美町としてどういったことが可能なのか検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ということは、その県の補助金の中でどのように使うかというのは町の裁量もある程度可能だと思ってよろしいんですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 私、今秋田県の例を申したのは県が事業主体で実施している事業でございまして、これが町が事業主体でやった場合は臨時交付金の対象にもなるのかなと考えてございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 2点だけ。5ページの歳入で教育費、県の補助金が減額になっているんですが、この内容とその減額の理由をお聞かせください。それから、7ページのコロナに強い地域づくり事業の中にあります文化芸術活動情報発信委託料と、それからその下にあります補助及び交付金の中に文化芸術活動情報発信という項目で計上されていますが、この内容とどこにどのようなことを委託するのかを説明をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

今の点についてご説明いたします。5ページになりますけれども、教育費県補助金といたしまして教育支援体制整備事業費補助金3,633万5,000円。これにつきましては、当初県補助金で学校の学習支援員あとはスクールサポートスタッフを県の補助2分の1を利用して事業を展開することになっておりましたけれども、県のほうで国に申請はしないということで県補助金がなくなっております。なので、今回コロナの対策交付金に切り替えての組替えということになりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

ただいまご質問がございました文化芸術活動に関係します委託料と補助金について、私から、地方創生の交付金を充当している担当課からご説明をさせていただきます。

事業の内容としては、委託料、こちらの750万円分に関しましては3事業が一緒に入っております。まず1点目が町の観光大使による町のPR動画を制作する委託料、あと2つ目といたしまして中新田打刃物、こちらの伝承に係るPR動画の作成業務、もう1点目が音楽を通したまちづくりを推進するために弦楽器工房の作成風景等々の制作とバツハホール等々を通じた音楽を通したまちづくり、こちらをPRするための動画、こちらの3つの事業につきまして委託料として750万円を計上してございます。

補助金に計上してございます文化芸術活動情報発信事業、こちらにつきましては火伏せの虎舞、こちらが2年連続で初午まつりも中止になってございます。こういったものの伝承普及活動そしてPR活動、そういったものを内外的にも対外的にも進めるところで今回初めてこちらのPR動画、普及動画、伝承動画という形で一応四本立てでそういった動画の作成に取りかかせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今の文化活動情報発信については大いに期待したいものです。

それから、最初の県補助金の件なんですけど、なくなった、県補助金で事業は展開できないということになっていくんだと思いますが、先日、広原小学校に行っていますスクールサポートスタッフの方に聞いたら10月まで一応今回はお願いしますと言われたということと、それから中新田地区のほかの中学校等の人に聞いたらまた期日が違ってまだ未定ですと説明があったとかとまちまちだったんですが、これは地方創生臨時交付金で10月までということとで解釈しているのかどうか、それは期限があるのかどうか、ちょっと確認したいです。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

その期限については、今詳しい内容を把握しておりませんので把握したらご説明したいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 7番です。

コロナ感染についてお聞きします。先ほど町長は4月11日の税務課から20日の町民課までの関係についていろいろる説明いただきました。そこで、総務課長が4番議員の質問の中において答弁に、接触者リストに載らなかった方が陽性になったという答弁をいただきました。そこでお聞きしたいんですが、いずれも1階は窓口であります。その濃厚接触者のリストに町民の方が、窓口に来た方々はそのリストには載らなかったのでしょうか。それが1点。

そして、町民の方が接触する方々の1日1日のリストを作成しているのかまず1点お聞きします。

あと、もう1点なんですけど、5ページの保健体育費の県補助金132万7,000円が県補助金で入っておりまして、支出としまして保健体育総務費、11ページ、オリパラ加美町ホストタウン推進協議会に補助金として支出をしております。先ほど町長が提案説明の中にチリ選手団の事前合宿に向けた感染症対策費だという説明をいただきました。これに伴いまして、どういう事業内容なのか、さらには事前合宿の時期、人員はどのくらいなのか、あわせて事前合宿に来たときの推進協議会としての計画があるとすればどういう計画なのかお聞きします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

まず、町民の方、来庁された方で濃厚接触者があったかどうかということとでございますが、ございませんでした。接触者に該当するには、ある程度の時間会話をしたりとかそれと会話の

ときの距離、そういった条件があるようでございまして、来庁者がその窓口業務で接しただけでは接触者には該当しないというようなことだろうと思っております。また、来庁者の方のリストということでございますが、すみませんがつくってございまして、窓口で証明書等々を申請された方は申請書で把握はできるのかなとは思いますが、1人1人の来庁者リストというのはすみませんがつくってございませぬ。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

ホストタウンの関係での県からの歳入についてでございます。こちらにつきましては、県が宮城県内でのホストタウン及び事業合宿地に補助金として交付するというものでございまして、これは入国する、こちらで受入れするチリの選手たちでございますが、入国する選手がオリパラの選手村に入村するまでの間に係る感染対策費となっております。この使途につきましては、移動、交通に係る感染予防費とあと宿泊費等に係る感染予防費となっております。加美町では、この移動、交通に係る感染予防費につきましては、選手が国内移動で行う場合に使用する飛行機の空席の確保の経費となっております。何か飛行機に乗りますと前後左右何席か距離を設けなさいということになってございまして、その空席分の経費を見てございまして、あとは、宿泊等に係る感染予防経費でございますが、宿泊地であるやくらいコテージの空き部屋の確保に対する経費となっております。やくらいコテージにつきましては12棟ありますが、この選手団が使うのが7棟、あと5棟につきましては空き棟になるのですが、感染予防の観点からこちらを町で貸切り状態にするという状況でこの5棟の分を見ているということになってございまして。

あとは、合宿におきまして協議会でのその事業が何かあるのかということだったんですけれども、まずチリとの協議の中では今のところまだ何をやるということも決まっておきませぬ。今後の状況を見ながらどのような方向でやっていくかということをおきまたちよつと継続的に審議させていただきたいと思っております。

あと、あわせまして、チリの選手団でございますが8月8日からこちらの加美町に入っております。それで一応合宿につきましては20日間ですので、27日までこちらで事前合宿をするという内容になってございまして。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 町民の方々の来庁者のリストはつくっていないということなんです、

町民の方々が、窓口に来ている方が私は不安に思っているんじゃないかと思うんですよ。ですから、そういうのも当然ながら私は作成するべきじゃないかという思いもありますし、こういう電話、問合せはありませんか。私も窓口に行ったんですけども濃厚接触者ではないんでしょうかという問合せはないでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

その町民からの問合せというのは、私が受けたといいますか聞いているのは1件ございました。感染が確認された日の3日ぐらい前に窓口に来ただけけれども大丈夫なのかと、会社に行っても大丈夫なのかというような問合せをいただきまして、その方には滞在時間とかその窓口のことをお聞きしまして、その内容ですと接触には当たらないのかなということでご安心くださいというような対応をさせていただいております。なお、来庁者リストにつきましては、ある一定時間職員と接触する場合など必要かなというところもございますので、その辺ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 町の施設については必ず体温を測って体温を書いて、例えばパーク場でもそうですけれども、温泉施設もそうですけれども名前と行政区とか皆書かせているんですよ。その辺がやっぱりしていかないと、あらゆる手段を講じないと。防止策ということで努めていただきたいということで、これは要望です。お願いします。終わります。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号令和3年度加美町一般会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号令和3年度加美町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

教育総務課長から発言の申出がありますので、許可いたします。教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

先ほどの伊藤由子議員の質問に対してお答えさせていただきます。

スクールサポートスタッフのことだと思うんですが、よろしいでしょうか。スクールサポートスタッフに関しましては、会計年度任用職員で週5日の6時間勤務、週30時間ということになっています。こちらとしては年度内の雇用ですので、ちょっと10月までのという確認は取れない状況でございますので、年度内の雇用ということになるとと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

これで、令和3年度加美町議会第4回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後0時48分 閉会

上記会議の経過は、事務局長内海 茂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年4月23日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 柳川文俊

署名議員 味上庄一郎